

全国健康保険協会役員報酬規程

制定〔平成 20 年 10 月 1 日〕
〔平成 20 年規程第 9 号〕

(目的)

第 1 条 この規程は、全国健康保険協会（以下「協会」という。）の役員の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬の区分)

第 2 条 役員（常勤の役員をいう。以下同じ。）の報酬は、基本給、地域手当、通勤手当及び賞与とする。

2 非常勤の役員の報酬は、非常勤役員手当とする。

(報酬の支払)

第 3 条 この規程に基づく報酬は、その全額を通貨で直接役員に支払う。ただし、法令及び理事長が定めるところにより役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、役員から申出があった場合において、その者に対する報酬の全部又は一部をその者の預金又は貯金への振込みの方法によって支払うことができる。

(基本給)

第 4 条 役員の基本給の月額は、次のとおりとする。

(1) 理事長 1,055,000 円

(2) 理事 834,000 円（ただし、理事長が特に必要と認める場合には、912,000 円とすることができる。）

(3) 監事 720,000 円（ただし、理事長が特に必要と認める場合には、776,000 円とすることができる。）

(地域手当)

第 5 条 基本給の月額に 100 分の 18 を乗じて得た額を地域手当として支給する。

(報酬の支給日)

第 6 条 一月の初日から末日までを報酬期間とし、毎月 16 日（その日が休日に当たるときは前日、前日が休日に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い休日でない日。以下、これらの日を「支給定日」という。）に、次の各号に定めるところにより支給

する。

- (1) 基本給及び地域手当は、その月の報酬期間の分をその月の支給定日に支給する。
 - (2) 通勤手当は、その支給単位期間に係る最初の月の支給定日に支給する。
- 2 賞与は、6月及び12月の理事長が定める日に支給する。

(日割計算)

第7条 新たに役員となった者には、その日から基本給及び地域手当を支給する。

- 2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの基本給及び地域手当を支給する。
- 3 役員が死亡により退職した場合には、その月までの基本給及び地域手当を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により基本給及び地域手当を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本給及び地域手当の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(通勤手当)

第8条 通勤手当は、職員の例に準じて支給する。

(賞与)

第9条 賞与は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員に対して支給する。

- 2 賞与の額は、賞与基礎額に100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその役員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 6箇月 100分の100
 - (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
 - (3) 3箇月15日以上5箇月未満 100分の60
 - (4) 2箇月以上3箇月15日未満 100分の30
 - (5) 1箇月以上2箇月未満 100分の20
 - (6) 15日以上1箇月未満 100分10
 - (7) 1日以上15日未満 100分5
 - (8) 0日 0
- 3 理事長は、前項の額を、厚生労働大臣が行う業績評価の結果及びその役員の業務実績等を考慮し、増額又は減額することができる。
- 4 第2項の賞与基礎額は、それぞれその基準日現在（退職若しくは死亡し、又は解任された役員にあっては、退職若しくは死亡し、又は解任された日現在）において役員が受けるべき基本給の月額及び地域手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得

た額及び基本給の月額に100分の25を乗じて得た額の合計額を加算した額とする。

- 5 基準日以前6箇月以内の期間において、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員から引き続いて役員となった者については、その者の国家公務員として引き続きいた在職期間を役員としての引き続きいた在職期間とみなす。
- 6 基準日以前に引き続き国家公務員となるため退職した役員に対しては、第1項の規定にかかわらず、賞与は支給しない。

(賞与の不支給)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る賞与（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた賞与）は支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に健康保険法第7条の14第2項第2号の規定により解任された役員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した役員で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者
- (3) 次条第1項の規定により賞与の支給を一時差し止める処分を受けた役員（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者

(賞与支給の一時差し止め)

第11条 理事長は、支給日に賞与を支給することとされていた役員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該賞与の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続きによるものを除く。次項において同じ。）され、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し賞与を支給することが、協会の公共的使命に対する国民の信頼を確保し、賞与に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき
- 2 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合

において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る賞与の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、賞与の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(非常勤役員手当)

- 第12条** 非常勤役員手当は、理事又は監事の区分に応じて、第4条に掲げる基本給の月額を日額に換算した額を支給する。
- 2 第3条、第6条、第7条及び次条の規定は、前項の非常勤役員手当の支給について準用する。
 - 3 通勤に要する費用については、実費を支弁する。

(端数の処理)

- 第13条** この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(実施に関し必要な事項)

- 第14条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年 4 月から平成 26 年 3 月までの間（以下「減額期間」という。）においては、基本給を支給するにあたっては、第 4 条各号に規定する額から、次の計算式により計算される額を減じる。
改正後の第 4 条各号の額 － 改正前の第 4 条各号の額×0.9
- 3 減額期間においては、賞与を支給するにあたっては、前項により減額された額を第 9 条第 4 項の基本給の額とみなして、同項を適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 7 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日までの間における第 5 条の規定の適用については、同条中「100 分の 18」とあるのは「100 分の 17」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年 12 月に支給される賞与の額は、第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、賞与基礎額に、100 分の 180 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその役員の在職期間の同項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

附 則

- 1 この規程は、令和元年 8 月 1 日から施行する。
- 2 令和元年 12 月に支給する賞与の額は、第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、賞与基礎額に 100 分の 177.5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその役員の在職期間の同項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。